

第2章 中心市街地の区域の設定

中心市街地の区域については「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一
体的推進に関する法律(中心市街地活性化法)」において定められている要件等を踏まえ、次のような方針で区域を設定する。

- 小売り商業の集積、都市計画法における商業区域である
- 古くから街の中心を担ってきて、今後も中心的役割を担うべき地区である
- 空き店舗、遊休地の増加、都市機能の移転などで活力の低下が見られる
- 高齢化への対応を見据えて、公共交通機関（JR糸魚川駅）から歩ける範囲での取り組みが効果的である
- 町丁界、商店街としてのまとまりに配慮する

糸魚川市では、JR糸魚川駅併設での整備新幹線構想があり、今後「駅周辺整備構想」を見直す計画である。

今回、駅南地区については、現況を考慮するとともに、「駅周辺整備構想」の見直しにより駅南地区の将来構想の変更が予想されるため、中心市街地の区域として絞込みが困難と考え、駅南地区を中心市街地の区域から除外した。しかしながら、駅北側の商業地をサポートする区域として、駅南側の住宅地は重要であるため、「駅南北の連絡軸整備」と「駅周辺整備構想」と合わせ今後区域の変更を検討する。

